

第二百四回国会
衆議院
内閣委員会
議 録
第二十五号

令和三年五月十九日(水曜日)

午前十時二十分開議

出席委員

委員長 木原 誠二君

理事 平 将明君 理事 富岡 勉君

理事 中山 展宏君 理事 藤原 崇君

理事 松本 剛明君 理事 今井 雅人君

理事 後藤 祐一君 理事 濱村 進君

青山 周平君 岡下 昌平君

金子 俊平君 神田 憲次君

杉田 水脈君 高木 啓君

長尾 敬君 西田 昭二君

星野 剛士君 牧島かれん君

牧原 秀樹君 松本 洋平君

阿部 知子君 大西 健介君

玄葉光一郎君 森田 俊和君

森山 浩行君 柚木 道義君

吉田 統彦君 江田 康幸君

古屋 範子君 塩川 鉄也君

足立 康史君 岸本 周平君

(領土問題担当)
国務大臣 小此木八郎君

国務大臣 河野 太郎君

国務大臣 西村 康稔君

国務大臣 井上 信治君

内閣官房副長官 坂井 学君

内閣府副大臣 赤澤 亮正君

内閣府大臣政務官 岡下 昌平君

政府参考人 十時 憲司君

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人 八神 敦雄君

(内閣府健康・医療戦略推進事務局長)

政府参考人 間 隆一郎君

(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人 宮崎 敦文君
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人 山本 史君
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人 横幕 章人君
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人 小見山康二君
(特許庁総務部長)

内閣委員会専門員 近藤 博人君

委員の異動

五月十九日

辞任

安藤 裕君

吉川 赴君

同日

辞任

青山 周平君

星野 剛士君

補欠選任

星野 剛士君

吉川 赴君

補欠選任

吉川 赴君

五月十八日

辞任

星野 剛士君

吉川 赴君

補欠選任

吉川 赴君

五月十八日

辞任

星野 剛士君

吉川 赴君

補欠選任

吉川 赴君

五月十八日

辞任

星野 剛士君

本日の会議に付した案件

政府参考人出席要求に関する件

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案(内閣提出第六二二号)

内閣の重要政策に関する件

公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件

栄典及び公式制度に関する件

男女共同参画社会の形成の促進に関する件

国民生活の安定及び向上に関する件

警察に関する件

○木原委員長 これより会議を開きます。

内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官十時憲司君、内閣府健康・医療戦略推進事務局長八神敦雄君、厚生労働省大臣官房審議官間隆一郎君、厚生労働省大臣官房審議官宮崎敦文君、厚生労働省大臣官房審議官山本史君、厚生労働省大臣官房審議官横幕章人君及び特許庁総務部長小見山康二君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○木原委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○木原委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。森山浩行君。

○森山(浩)委員 おはようございます。立憲民主党の森山浩行です。

先日の質問以来、委員長、また両筆頭を始め理事の皆様には、議事の整理をしていただきまして、誠にありがとうございました。感謝申し上げます。

先日の質問の続きなのですが、高橋洋一内閣官房参与、その直前の動画で、政府に謝らない、謝る必要はないというふうに出てくる状況の中で、総理に、その翌日の夜ですかね、電話をしたというふうな形で、総理がぶら下りの記者会見でおっしゃってられました。

その後、週末のテレビでも、高橋洋一さんが出て、この件については触れずに、持論を展開をされておられたようでもありますけれども、この状況、動画の発言との食い違いがあるわけですから、謝罪をされた理由について、お聞き取りをしていただければと思います。

○坂井内閣官房副長官 お答えをいたします。

五月十三日に総理がぶら下がりで発言された内容について、高橋洋一氏本人に確認をしたところ、菅総理に対して、今回御迷惑をおかけして申し訳ありませんでしたとの連絡をしたとのことでありました。

御指摘の投稿につきましては、高橋氏からは、個人の見識に基づくものであり、内閣官房参与の立場からではない、政府関係者との調整や連絡の上のものではないということ、また、新型コロナウイルス感染症の人口比での感染者数の国際比較について、専門家の木村盛世氏の表現を引用して発言をしたものであることとの説明がありました。

決して、新型コロナウイルス感染症に罹患した方、そして命を落とされた方を冒瀆する意図はなく、最前線で御尽力いただいている医療従事者の

皆様には感謝をしているということもありました。

説明により理解を得られると、特段謝罪する必要を感じていなかったとのことでしたけれども、個人の見識に基づいて発信したとはいえ、その投稿における表現に対し、様々な受け止めがあるとの御指摘があり、各方面に迷惑をかけたと考えて、そのことについて謝罪する趣旨で総理に連絡したとのことでありました。

私が話をしたときにも改めて謝罪があったところでありまして、高橋氏は本件について謝罪されたものと認識をしております。

また、五月十一日、自身のツイッターにおいて「世界の中で日本の状況を客観的に分析するのがモットーなので、それに支障が出るような価値観を含む用語は使わないようにします。」と述べているものと承知しており、このような表現もその反省を表したものと受け止めているところでございます。

○森山(浩)委員 ありがとうございます。

高橋さんがどのような見解を持たれるか、また、どのように発信されるかというのは個人のことでということですが、

ということとは、この間、先日との質問で、さざ波というのは政府の認識と違うのだということについては、個人の見解だから関係ないということだと。さらに、笑笑、これはふざけているんじゃないかという部分については、これは動画の中で必要ならば謝罪、撤回するというようなこともおっしゃっていましたけれども、これについては触れられていない。

そして、数千億円、オリンピックをやめたら賠償金が必要になる、それは政府も知っているからやれないんだというような話について、これは事実と違うという答弁がありましたけれども、この三点について、具体的な謝罪があったということではなくて、全体としての話であったということですね。

○坂井内閣官房副長官 個別の話はありませんで

した。

○森山(浩)委員 先日の質問の頭で、アトキンソンさんが成長戦略会議のメンバーであって、この成長戦略会議でお話をなさったこと、これが総理へのアドバイスだと、それ以外のことについては個人的な見解というようにすることで仕分けができるだろう。しかしながら、内閣官房参与というのは個人で総理にお会いになられるので、つまり、この人が言っていることは総理と打合せをしたものなのかどうか、あるいは政府の見解と一緒になのかどうか、外形的にはなかなか分かりにくいような状況にあるわけですね。

ですので、この間、西川さんという官房参与もいらつしゃって、政府の立場なのか陳情者の立場なのか分からないというような議論も予算委員会でもありましたけれども、この参与という役職について、包括的に総理へのアドバイザーだということに説明をこれまでされていると思うんですけども、それは違うんだ、総理と会っているときだけ参与であって、それ以外は個人なんだ、私人なんだというような政府の認識なのか、若しくは、この参与という役職自身が国民に与える影響また印象というものを考えるときに、政府の言っていることなのだというふうに誤解をされるという部分も含めて今後対応を考えられるのか、お示しください。

○坂井内閣官房副長官 この高橋洋一氏につきましては、大学教授を本業とされていると認識をしております。そして、その専門的知見を生かして、経済財政政策について適宜総理に対して情報提供や助言を行っていたため、非常勤の内閣官房参与をお願いしているところでございますが、御指摘のとおり、内閣官房参与として政府の見解を発信するということは、元々我々は想定をしていないという状況でございます。

参与はこのような立場でございますから、個人の資格において対外的に行う発信について、とにかく高橋洋一氏の場合は大学教授を本業とされておりまして、大学教授の仕事の関係等々でもあ

りまして、そういったところでの発信もあります。が、そういう対外的な発信については、基本的にその内容等も含め御本人が責任を持って対応されるものと考えておりまして、こうしたことからは、高橋氏の発信内容について、政府としてはコメントは差し控えるということでは来ております。

この間、内閣官房参与という立場であり仕事でありということ、このようにしっかりと説明をさせていただくことが必要かと思っております。

○森山(浩)委員 つまり、内閣官房参与が発信することというのは個人的な意見であって政府の代弁ではないということだということですね。それと、一つだけ、数千億円、政府は知っているよという部分、これは事実誤認、うそだということはこの委員会でも答弁されていますので、政府としては、追ってこれについては事実誤認だということとをきちんと確認をさせていただいて、高橋さんに、参与ということでこれ以上こういう発言を続けていたら悪影響があるから、身分についてもちょっと考えていただかないといけないんじゃないかというふうに思いますので、それをお願いをして、今日の質問にします。

ありがとうございます。

○木原委員長 次に、吉田統彦君。

○吉田(統)委員 立憲民主党の吉田統彦でございます。

本日もよろしくお願いたします。

井上大臣にも来ていただいていますので、せっかく来ていただいていますので、何とかそこまで質問を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

まず冒頭は、西村大臣にお願いしたいと思っております。

四月に発出された蔓延防止等重点措置、それに引き続き発出されました緊急事態宣言は、ほとんどなかなか効果を見ることがなかったという評価をせざるを得ないかなと思います。宮城県の蔓延防止等重点措置は五月十一日に終了したものの、

五月六日に発令済みの緊急事態宣言の継続、また、新たに愛知県、福岡県に緊急事態宣言が発出、さらには、十三日の見送り方針から一転、北海道、岡山、広島については緊急事態宣言が発出されるなど、政府の対応は混乱していらつしゃるようにお見受けします。また、後手後手に回っている印象もございまして、こういった点については、マスコミや与野党問わず、厳しい批判も一部受けている、そういった状況かと思っております。

ハンマー・アンド・ダンスという言葉があります。感染症の疫学上からきた概念であります。しっかりと強力なハンマーを行えばダンスが長い時間楽しめる、また、小さなハンマーで済む感染初期にたたけばダンスを楽しめるという概念です。

しかし、残念ながら、昨年のGOTOキャンペーンで、このようなハンマー・アンド・ダンスという感染症の疫学の常識を無視したと言わざるを得ないです。第二波の襲来を許してしまったこと、さらに、現在の第四波を招いた速因であると言っても過言ではありません。その後政府は同じような愚を繰り返しているようにも思えます。例えば、第三波の緊急事態宣言の解除はその一例と言つてよいと思えます。

そこで、まず西村大臣にお伺いしますが、今回の緊急事態宣言はどのような条件の下で解除するのか。ステージ3が解除のめだだということとは承知しておりますが、どのような形で解除するおつもりなのか、端的にお答えください。

○西村国務大臣 全体の認識をお示しをされました。私どもと違うところがございます。

蔓延防止等重点措置も、宮城、愛媛など、地方部では特に効果を発揮していると思っておりますし、首都圏三県でも、緊急事態宣言と同等の措置を、東京と隣接する地域で強い措置を講じていることによつて、何とか急拡大せずに横ばいで抑えている、これも一定の効果を持っているものと思っておりますし、一月―三月の緊急事態も、大阪でいえば五、六十人まで一日の感染者を減らしましたの

で、夜の人流を減らすということで、一月―三月は東京、大阪共に効果を持ったものと思っております。

ただ、変異株で、夜の人流を抑えるだけではなかなか減らないということで、大型連休を活用して昼間を減らすという意味で、休業要請など、百貨店などにお願いをして、その御協力によって、今、横ばい、あるいは、大阪は少し減少が見えつつある、こういう状況だと思っております。

その上で、今の緊急事態宣言につきましては、基本的対処方針に書いてありますとおり、ステージ3を確実なものとして、そしてステージ2を指してやっていく、段階的に様々なことは解除していく。

さらに、変異株のことがございます。専門家からは様々な御意見をいただいた上で、対処方針には、「より慎重に総合的に判断する。」という書きぶりを加えさせていただきました。

この意図するところは、今後、御指摘のように、流行は何度も起こります。起こったときに大きな流行にしないということが大事、ハンマーでその都度たたいていかなきゃいけないということでありまして、そういう意味で、今後、大きな流行としないように、しっかりと対処できるレベルということで、専門家の皆さんの御意見を聞いて判断をしていきたいというふうに考えております。

○吉田(統)委員 大臣、ありがとうございます。

かなり慎重な解除ということをお示しいただいたんだと思います。ステージ3からステージ2という御表現もいただきましたので、そこは本当に慎重に、西村大臣がおっしゃるとおりな部分は本当に多々あると思いますので、よろしくお願いいたします。

今までの反省に立った部分も、西村大臣、御開陳いただいているんだと思います。ただ、ステージ2のことをお述べいただきましたが、やはり地域の解除、ステージ2になるまで待つだとか、そういうこと、また、我が党の掲げるゼロコロナ

政策のように、感染拡大の波が十分に収束され、その状態を、さつきも波が来るとおっしゃっていましたが、継続させるという状況に至って緊急事態宣言を解除すべきだとも私は感じております。是非そこはしっかりと御勘案いただきたいと思っております。

先日、政府の分科会の尾身会長は、緊急事態宣言は今回で最後にするべきだとおっしゃいましたよね。政府に今後数か月の具体的な目標を示すように求めたとも報道されています。これはハンマーをしっかりと確実に振り下ろすということの意味していると思いますが、この尾身会長の発言を受けて、政府はどのような目標を、目標を定めてほしいと尾身会長はおっしゃったと聞いておりますので、どのような目標を定めるのか、西村大臣、お答えいただけますか。

○西村国務大臣 御指摘のように、私どもも、緊急事態宣言、毎回、何とかこれで感染拡大を抑えるという思いで対応してきているところでありまして。

そして、今回、まさにワクチン接種が始まってきております。七月には、高齢者、希望する方々、二回打てるその体制、多くの自治体、それを目指してやる、できるということで回答いただいているというふう聞いておりますので、そういう意味で、三千六百万人の高齢者、そしてその前に医療従事者四百八十万、合わせて約四千万人がワクチンを接種することが七月までに完了するとすれば、かなり状況は変わってくることも期待されます。海外の例から見ても、ワクチン接種が進んでいる国では、経済活動を徐々に解除していく。

こういった中で、そういったことも念頭に置きながら、今回、できる限り感染を抑え、そして、どこかで解除することになりますけれども、その後そのリバウンドにしっかりと対処できる、そうした体制をつくるのが、ワクチン接種も見据えながらやっていくということが非常に大事だと思っております。

その上で、さらに、ワクチンの接種に加えて大事なことは、検査の拡充ということでありまして。PCR検査は今も二十万件の能力があつて、日々十数万件くらい行つてきておりますが、それに加えて、少し具合が悪い方、熱があるわけじゃないけれどもちょっと喉に違和感がある、ちょっとだるい、この方々に抗原検査キットを活用して、つまり、御案内のとおり、うつしやすいうイルスの量があるときですから検知できますので、抗原検査キット、八百万回分確保しておりますので、これを高齢者施設、医療施設にも活用しながら、さらに、これまでもクラスターが発生しています大学の部活動であつたりあるいは職場、こういったところでも活用していただながら、大きなリバウンドを起こさない、それに対処できる、そうしたことの体制、対策をしつかり講じていきたいというふうに考えております。

○吉田(統)委員 大臣、日々ちよつとお疲れなんじゃないかと思ひます。大臣、目標をちよつと聞いたので。分かりますよ、大臣が今努力をされることをおっしゃっていただいて、それは十分に是非頑張ってください。しかし、具体的な目標という部分を私は聞いたんですよ。大臣は本当に優秀な方だと私は存じ上げていますので、多分質問は分かっているんじゃない。具体的な目標は定めないので。じゃ、ちよつとそれも併せて教えていただきたんですよ。もうちよつと具体的な目標を教えてください。

尾身会長の話をもう少ししますが、オリンピックの開催に関して、開催期間中の感染リスクや医療への負荷を事前に評価することが極めて重要だと尾身会長は指摘しましたね。この指摘に対して、具体的に政府としてはどのような評価をされているのか、端的にお答えください。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

尾身会長の御発言でござい申し上げます。オリンピック・パラリンピックに関しまして感染の評価をきちんとしていくというのは当然でございまして、この点につきましては、厚生労働省におき

ましても、関係省庁と連携して、また、専門家の意見も聞きながら対応していくということになるかと考えております。

○吉田(統)委員 おかしいですね。これはどう見ても通告を受けての答弁には聞こえないですね。だから、どういふふうに評価するんだと言っているんです。どういう評価の下でやるんだと聞いています。私は、だって、尾身会長が、事前に評価することが重要だと言っているじゃないですか。どういう評価を行つて、どうやって対応するのかということをお聞きしているんです。厚生労働省、もう一回ちゃんと答えてください。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。先ほども申し上げましたように、オリンピック・パラリンピックに向けましては、関係の省庁で会議体を持っていますので、その中で厚生労働省としても必要な知見を提供していくという形になっております。

具体的な感染状況の評価等につきましては、これまで、アドバイザリーボードなどの意見を踏まえまして、その時点その時点での感染状況をお伝えしているということでございます。

○吉田(統)委員 ちよつと、時間を返してください。そんなこと聞いてないよ、全く。ちよつと委員長。何とかしてよ、これ。

開催期間中の感染リスクや医療への負荷を事前に評価することが極めて重要だ、その評価に関して聞いている。これはちゃんとレクで文書を読み上げて言っていますので、これはちよつと後で答弁を整理して答えてくれませんか。西村大臣、途中で退室をしていただけなくなっちゃいます、これじゃ。西村大臣、居残りになっちゃいますから。ちよつと、役所、これは迷惑をかけますからね、大臣に。ちゃんとやってください。

じゃ、次に行きますよ。ひどいですね、本当に。第四波に関して。第四波、変異種の流行という状況の中で、我々も、我が党のゼロコロナ政策を更にバージョンアップしなければいけません。

第三波の収束時、収束と言っているのか分かりませんが、第三波の波が低くなったときに、大阪ではコロナ重症センターの病床が大幅に減床されてしまいました。結果論としては、これはちよつと成功とは言えない、失敗だったと言わざるを得ませんが、元の数に戻すのに時間がかかってしまいましたね。やはりこれはちよつと反省すべきことだと思います。

その中で、コロナに対応している医者や医療従事者も心身共に限界であります。経営状況の悪化自体は、しっかり対応していただく中でよくなっていますね。大臣、これは本当に頑張っていたと評価いたします。しかし、現場で働く医師、看護師等の処遇は、負荷が増しているのに全然改善されていないんです。これは、ある大学病院に聞き取りをしたときにはびっくりおっしゃっていました、救急の教授が、コロナ対応をしている看護師さんの合い言葉は、コロナが収まったら辞めようねだそうなんです、大臣。これは実話ですよ。

まず、コロナ蔓延で誘発されている医療崩壊を食い止めるために、本当にアカデミアとか中核病院、総合病院の勤務医や医療従事者の待遇改善をしなければなりません。コロナ難民も起こっているわけじゃないですか、入院難民。そして、コロナ対応で予備能がなくなっちゃっているから、お産難民も起こっているし、救急車の不応需、たらい回しも起こっちゃっているんですよ。これをなくすためには、本当に医療従事者の過重労働、医療過誤もなくさなきゃいけない。そういつた中で、やはりしつかりと、組織ではなくて現場の一人一人に届く形の予算づけをしつつ行っていただけなければいけないと思います。

現場でなく個々に届く予算づけ、こういうことを考えていただけじゃないか、大臣。
○西村国務大臣 本日に、現場の医療従事者の皆さん方、昼夜問わず、コロナへの対応、また、感染リスクを抱えながらという中で、必死の対応に心から敬意を表したいと思います。

そうした中で、これまで、もう既に何度も答弁がされておりますけれども、四・六兆円の予算を計上して医療機関への支援を行ってきております。

その中で、例えば一床当たり最大千九百五十万円の緊急支援事業というものを実施しておりますが、これは、まさに医療従事者の人件費に補助基準額の三分の二以上を充てるといふこととしております。

このことによつて、医療従事者の処遇改善、それから、私も現場でもお聞きしましたけれども、外注の費用などにも使っていますので、シーツを替えたり、ごみを出したり、専門の事業者に頼むということ、看護師さんの負担軽減にもつながっているということでもあります。そして、結果として、御指摘のような医療機関の経営改善にもつながっております。非常に役立っているというお話も、私も何か所か視察をする中でお聞きをしたところであります。

この申請期限も、緊急事態、そして蔓延防止等重点措置の延長に合わせて六月十三日まで延長することとしております。

こうした中で、皆さん方への処遇改善、負担軽減につなげていければと考えておりますし、引き続き、現場で献身的に対応していただいている方々、そうした皆さんのお気持ちに寄り添いながら、必要な支援策、厚労省を中心に考えていきまされども、私の立場からも厚労省をサポートして対応していきたいというふうに考えております。

○吉田統委員 大臣、ありがとうございます。ただ、なかなか現場の不満は大きいようです。あと、コロナの最前線に立つ方とほかのスタッフ、これは別に、私は皆さんに、リスクは一緒です。これは押しなべてということでもいいんですけれども、特に例えばコロナ対応をしている方には更にプラスアルファなことを考えないと、いや、私は全員やっていると思います、医療機関に勤める全ての人、リスクですから。しかし、特

に、本当に直接ICUですつと見ている看護師さんや医師なんかはリスクが高いです。

あと、もう一点いきますと、大臣、国家資格を持つていない人にもやはり目を向けていたいただきたいんです。看護助手さんとか、患者さんとの接触の機会が看護師さんより場合によっては多い可能性がある中で、そういった方にもやはり慰労金を、一日何がしか、五千円とか支給するとか、そういった政策も進めてください。

ちよつと時間がないので、ここはお願いだけしておきます。

では、大臣、ちよつとハード面の対応についてお伺いします。

現在、プレハブ病棟の建設なども進めていただいていますね。これは、一定の需要を満たして、本当に大きくかじを切っていただけてよかったと思います。しかし、感染者数と入院必要患者数が増加してプレハブ病棟で対応できなくなった場合は、やはり郊外の例えば比較的新しい廃屋とか建造物を病院及び医療施設として対応する、これはやはり隔離をする意味でも適切であり、今後の感染拡大に備えて事前の整備も必要じゃないかと思ふんですが、今までの政府の政策は、こういった点に関しては後手後手になっていきます。無駄になるなら無駄になるで今回はいいと思います。そういった形で事前整備を進めるお考えはありませんか、大臣。

○西村国務大臣 御指摘のように、プレハブを活用して、臨時の医療施設、東京都のお台場で百四十床用意したケースなどがござります。それ以外にも、千葉のがんセンターの旧病棟を使っている例とか、神奈川県で広い敷地に、グラウンドに百八十床を用意したケースとか、幾つかござります。そして、それと同時に、医療法の特例として、大阪のコロナ重症センターとか東京都の府中市の専用施設百床など、様々工夫をして対応しているところでもあります。

プレハブを活用する、これは、一定の敷地、駐車場などの敷地を用意する、あるいは、空いてい

る建物、前に使っていた病棟など、様々都道府県の実況に応じて違ってくるところで、都道府県を中心にそれぞれ構想して、いざというときはここを使おうということを考えていますけれども、こういったことを、我々の立場でも事前に、それぞれの都道府県と緊密に連携を取りながら、いざというときはここを使うという都道府県側の意向、あるいは、こちら側からも、厳しくなっているというのでそういう場所を探して対応しようというふうなことを含めて日々対応しているところでございます。

いずれにしても、特措法の改正をしていただけて認めていただけて、臨時の医療施設も造りやすくなっておりますので、是非、病床の確保、こうした活用も含めて全力を挙げていきたいと考えております。

○吉田統委員 大臣、頑張ってください。ただ、まだ連携がうまく取れていない部分があるかと思ふので、地域のニーズ、かなりあるんですけれども、大臣、ちよつと合致していない部分が相当多いと感じますので、そこもお願いいたします。

大臣はここで終わりでなければ、さっきの答弁はできますか。さっきの答弁をちゃんとしていただいたら、これで西村大臣は御退室なんです。

○宮崎政府参考人 御答弁申し上げます。

先ほどの委員の御指摘、五月十三日の参議院の内閣委員会、杉尾委員からの御質問に答える形で尾身会長の方から、感染リスクと医療への負荷について前もって評価をする必要があるという御答弁があったと思います。

この点につきましては、その中で尾身会長自身も御指摘を幾つかされておりましたけれども、アスリート以外の大会関係者の動き等々の感染の評価等がござりますので、オリパラの開催の具体的な方などとも関わってまいりますので、オリパラ事務局ともよく連携して、この尾身会長の御指摘についてどういうふうに対応していくかを今

後検討していくという状況でございます。

○吉田(統)委員 今後検討って、オリンピックをいつやるつもりですか。

厚生労働省、大丈夫ですか。本当はこれは全く駄目なものでもつと言いたいんですけども、西村大臣はお忙しいと思うのでもう結構ですけども、ちよつと厚生労働省さん、ひど過ぎますよ。事前に申し上げていたことにはちゃんと御用意していただかないと。またやりたいと思いますけれども、その機会があるかどうか分かりませんが、ちよつとちゃんとそこはやってください。

大臣、もう結構です。ありがとうございます。それでは、河野大臣に伺っていききたいと思います。

河野大臣、端的にお伺いしますので、河野大臣の御答弁は本当に切れ味が鋭いので、そういった感じでは非言っていただきたいと思うんですが、医療従事者の優先接種が進んでいますね。この方の二回目の接種はいつ頃終了するでしょうか。

○河野国務大臣 医療従事者は、最初に四百八十八万人と数字が上がってきております。この医療従事者四百八十八万人が二回打てる分のワクチンは、既にそれぞれの都道府県に送付しております。この四百八十八万の中には、例えば高齢者の健康体操のボランティアみたいな方までこの数字の中に入っておりますので、四百八十八万人全員が二回終わるというよりは、コロナの治療に当たってくださっている、あるいはコロナのワクチン接種に携わってくださっているような医療従事者になるべく優先的に接種をしてくださいというお願いをしているところでございます。

幾つかの都道府県では、この配分に問題が生じていて、遅れが出ているということが分かってまいりましたので、そういったところには少し注意して、必要な方に優先的に打っていただく、そういうお願いをしているところでございます。

○吉田(統)委員 本当は、大臣、大体の目安をお示しいただきたかった。

今、対象者のことを大臣は少しおっしゃいます。

たね。けれども、申し上げますけれども、歯科技士さん、いますね。これは優先接種の対象になっていないんじゃないかと思うんです。

ただ、これは感染リスクもある方ですし、やはり接種をすべきだと思いますが、技士さんの方もこの医療従事者に含めるべきかどうか。私は含めるべきだと思いますが、大臣、どうお考えになりますか。

○河野国務大臣 今の時点で何か変えるつもりはございません。

○吉田(統)委員 変えるべきだと思いますが。

それでは、さっきの答えにも時期をおっしゃっていただけないので。

大臣は四月に、国内の全ての対象者に必要な数量を九月中に供給できる見通しだと、はつきりおっしゃっていただけていますが、接種従事者の確保はできているかということ、供給完了がゴールじゃないですよ。接種完了がゴールですよ。だから、この供給完了から接種完了までのラグがどれくらいあるかということは、これは国家戦略としてやっていく場合は絶対に必要な試算なんです。これをどうお考えですか。ラグはどれくらいとお考えになりますか。

○河野国務大臣 今の時点で明確に申し上げるのは困難でございます。

○吉田(統)委員 多分それは困難でもないとは思いますが。

そういうときこそ、例えば数学的な専門家やプログラマーとか、そういった専門家の知恵をかりることが、国際的にはやっていますよね。日本は、医師や医療従事者だけの知恵をかりていては見受けられる面もあります。ここは、そういったあらゆる知恵を結集した方が、国際的にはやっていますよ。イギリスなんか。様々な国。台湾だって、今ちよつと具合が悪くなっていますけれども、オードリー・タンさんはプログラマーです。

だから、そういった形であらゆる知恵を結集して、日本はスパコンもあるじゃないですか、スパコン。そういった中で計算をしていけば、やはり、決してこのラグを、今の段階でいかに困難だ、困難だとおっしゃるんですが、そうではない部分もあると思います。それはやってみないと分からないこともあるんですが、やはり、そういった数学的な思考、様々な試算によつてこれは見通しは出せると思うので、大臣みたいな英邁な大臣がそういうおっしゃる方をされるとちよつと国民はがっかりしちゃう部分があると思うので、しっかりとそこは評価してください。お願いします。

また、福岡市が、七月の一般接種向けに合わせ二十四時間接種可能な接種会場を開設すること考えておりますが、政府としては、全国的にこういう二十四時間の接種会場を準備するなどということを考えています。

○河野国務大臣 福岡市が二十四時間の接種の準備をしているのは承知しておりますが、政府としては、特に二十四時間接種の会場を設けることは、今のところ、ございません。

○吉田(統)委員 では、次に、ちよつといろいろ聞いていきます。

大分、河野大臣や西村大臣の御努力で、様々な医療機関、サテライト医療機関も含めて、かなり接種のノウハウ等が蓄積してきている状況であります。ただやはり、こういった医療機関が、物が入ってこない、物が入ってこないという訴えが相当多いんですね、大臣。

せつかくノウハウがあつて、モチベーションも高くなつて、地域の住民の皆さんのために頑張ろうと、それなりの規模の病院まで、やはりそういった声が出てきているのが事実です。しかし、ワクチンの供給がどうしてもそういったところに遅れてきているという現状があります。

本間に、高齢者で、集団接種会場に行きたくないとか、やはりそういった方もたくさんいるわけですが、大臣、必ず九月中には医療機関にも接種場所にも届くという理解でよろしいですか、ワクチンが。

○河野国務大臣 済みません、九月中という意味

が正直よく分からないんですが。

○吉田(統)委員 大臣、九月までにワクチンが供給できるとおっしゃいましたよね、四月の時点で。供給できると。その供給できるの意味は、医療機関に届くという意味なのか、それとも物が国内にそろうという意味ですか、どっちですか。

○河野国務大臣 九月までには国内に物がそろうということでございます。

○吉田(統)委員 じゃ、大臣、そこから更に医療機関、接種会場に届くまではやはり当然ラグがあると考えるべきですか。

○河野国務大臣 空港に物が到着してから国家検定を経て国内に売却されるまでにも時間がかかりますし、そこから様々、接種会場に配送されるにも時間がかかるわけでございますが、現時点で九月末までに物が入るといふことで、具体的にいつ入ってくるかというのは、これは今交渉をしているところでございます。

○吉田(統)委員 分かりました。

じゃ、大臣、最後に、もう時間がないので、あと二問、一問だけ河野大臣、あとは、井上大臣が来ていらつしやいますので、一問、井上大臣にお伺いしたいんですが。

結局、ワクチン、やはり六回接種の部分、これまた、体重が、アメリカ人の男性が九十キロ以上ある中で、日本人の女性が四十、五十キロ台で、同じ分量を打つことは、副反応のことを考えると、やはり評価が十分じゃなかったんじゃないかと思う部分も私はありますので、そこはまたちよつと御検討いただきたい部分でもあります。

が、この余った分、どうしても余りが出た場合は、六十五歳以下に打ってはいけな、廃棄してくださいと、医師会に問い合わせたり、市に問い合わせたりしても言われるということがあるんですが、厚労省に問い合わせると、市町村の裁量だが、なかなかこういったことは、大きな自治体だと、接種券がないので、明確に指示できないということがあります。つまり、硬直した状況であります。

つまり、河野大臣が得意とする、こういったところを破る、硬直した状況を破るという意味で、河野大臣からひとつメッセージを、やはり無駄に使わないようにというメッセージを出していただきたいんですが、いかがですか。

○河野国務大臣 これはもう自治体の裁量の範囲だということを繰り返して申し上げておりますし、厚労省からもその旨の通知を出しております。いまだに分かっていない行政の部局がたまに散見されますので、そこは都度申し上げているところでございます。

具体的にどこかあれば、私の方からも指示したいと思えます。

○吉田(統)委員 大臣、ありがとうございます。もう数分ですから、大臣、もう結構です。

最後、井上大臣に少しだけ伺いたいと思えます。

我が国が始めた条件及び期限付早期承認制度は、有効性が推定され安全性が確認されれば、七年以内に有効性、安全性を改めて検証することを条件に特別に早期承認する制度と承知していただきます。

私は、国内に必須医薬品や医療機器の必要性を再三再四委員会でも述べていますし、革新的イノベーションな医薬品、医療機器の開発は我が国の至上命題だとも、これも再三再四述べています。しかし、残念ながら、この制度自体はサイエンスとかネイチャーの誌上で大変厳しい批判を受けている事実があります。

確認ですが、例えば、私は、以前から政府の研究助成決定の仕組みに疑問を呈しているアンジェスが開発している新型コロナウイルスに対するDNAワクチンに早期承認制度の適用を要望する意見があるとお聞きしていますが、これは一例ですが、例えばこのアンジェスのワクチンに条件及び期限付早期承認制度が適用されることは、これはワクチンなので恐らくないと思うんですが、どうでしょうか。理由も併せてお答えください。

○山本政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の条件及び期限付承認制度は、薬機法上で再生医療等製品を対象に設けられたものでございます。再生医療等製品の法律におけます定義は、疾病の治療に使用されることが目的とされているものであつてとされております。

先生が御紹介いただきましたアンジェス社の新型コロナウイルスワクチンは、遺伝子に関連する技術を応用したものではありませんが、予防を目的としたワクチンでございまして、治療を目的とするものではないため、この薬機法における再生医療等製品には該当しないというものでございます。

○吉田(統)委員 ありがとうございます。

本日は、ごめんなさい、井上大臣に答弁いただきました。何か来ていただいただけになっちゃって本当に申し訳ないんですけれども、山本審議官にしっかりと答えたいので結構です。

要は、これは、制度の仕組みを理解していない方が結構いらつしやうて、これによって、早期承認をしろうという声が上がっている事実があるんです。これはマスコミも含めてですね。なので、ちょっとここは一旦クリアカットにしておかないといけないという意味で、山本審議官にしっかりと答えたいので結構です。

井上大臣、済みません。お言葉、何か発することはないですか。最後、せつかくですから一言、それで終わりたいと思いますが、いいですか。

(井上国務大臣「大丈夫です」と呼ぶ)大丈夫ですか。

じゃ、これで終わります。ありがとうございます。

○木原委員長 次に、内閣提出、重要施設周辺及び国境離島等における土地利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。小此木国務大臣。

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○小此木国務大臣 よろしく申し上げます。

ただいま議題となりました重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、近年、我が国を取り巻く安全保障をめぐる環境が不確実性を増している状況に鑑み、我が国の安全保障等に寄与することを目的として、防衛関係施設、海上保安庁の施設等の周辺並びに国境離島及びその周辺の有人離島の区域内にある土地等の利用状況を調査するとともに、当該土地等がこれらの機能を阻害する行為の用に供されることを防止するための措置について定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、政府は、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方針を定めることとしております。

第二に、内閣総理大臣は、重要施設の敷地の周囲におおむね一キロメートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設又は当該国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定することができることとし、注視区域内にある土地等の利用の状況についての調査を行うこととしております。

第三に、内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を重要施設又は国境離

島等の機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときに、当該利用者に対し、当該土地等を当該行為の用に供しないこと等を勧告するとともに、正当な理由がなくその勧告に係る措置を取らなかったときは、当該措置を取るべきことを命令することができることとしております。

第四に、内閣総理大臣は、注視区域に係る重要施設又は国境離島等について、その機能が特に重要であり、又はその機能を阻害することが容易であつて、他の重要施設又は国境離島等による代替が困難である場合には、当該注視区域を、特別注視区域として指定することができることとし、特別注視区域内にある一定面積以上の土地等について、所有権等の移転等をする契約を締結する場合には、原則として、その当事者があらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならないこととしております。

第五に、内閣府に、土地等利用状況審議会を設置することとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内で政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

○木原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十一日金曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五分散会

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
- 第二章 基本方針(第四条)
- 第三章 注視区域(第五条―第十一条)
- 第四章 特別注視区域(第十二条・第十三条)
- 第五章 土地等利用状況審議会(第十四条―第二十条)
- 第六章 雑則(第二十一条―第二十四条)
- 第七章 罰則(第二十五条―第二十八条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置について定め、もって国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に寄与することを目的とする。(定義等)

第二条 この法律において「土地等」とは、土地及び建物をいう。

2 この法律において「重要施設」とは、次に掲げる施設をいう。

- 一 自衛隊の施設並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域(第四項第一号において「防衛関係施設」という。)

二 海上保安庁の施設、

三 国民生活に関連を有する施設であつて、その機能を阻害する行為が行われた場合に国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるもので政令で定めるもの(第四項第三号及び第十四条第二項第一号において「生活関連施設」という。)

3 この法律において「国境離島等」とは、次に掲げる離島をいう。

- 一 領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)第一条第一項の海域の限界を画する基礎となる基線(同法第二条第一項に規定する基線をいい、同項の直線基線の基点を含む。)を有する離島
- 二 前号に掲げるもののほか、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成二十八年法律第三十三号)第二条第一項に規定する有人国境離島地域を構成する離島(第五項第二号において「有人国境離島地域離島」という。)

4 この法律において「施設機能」とは、次に掲げる機能をいう。

- 一 防衛関係施設の我が国を防衛するための基盤としての機能
- 二 海上保安庁の施設の領海、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第一条第一項の排他的経済水域又は同法第二条の大陸棚(次項第二号において「領海等」という。)(の保全に関する活動の基盤としての機能
- 三 生活関連施設の国民生活の基盤としての機能

5 この法律において「離島機能」とは、次に掲げる機能をいう。

- 一 第三項第一号に掲げる離島の領海及び接続水域に関する法律第一条第一項の海域又は排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第一条第二項の海域若しくは同法第二条第一号の海

域の限界を画する基礎としての機能

二 有人国境離島地域離島の領海等の保全に関する活動の拠点としての機能

6 内閣総理大臣は、第二項第三号の政令の制定又は改廃の立案をするときは、あらかじめ、土地等利用状況審議会の意見を聴かなければならない。(この法律の規定による措置の実施に当たつての留意事項)

第三条 内閣総理大臣は、この法律の規定による措置を実施するに当たつては、個人情報保護に十分配慮しつつ、注視区域内にある土地等が重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを防止するために必要な最小限度のものとなるようにしなければならない。

第二章 基本方針

第四条 政府は、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方向
- 二 注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項(当該指定に関し経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。)
- 三 注視区域内にある土地等の利用の状況等についての調査に関する基本的な事項
- 四 注視区域内にある土地等の利用者(所有者又は所有権以外の権原に基づき使用若しくは収益をする者をいう。以下同じ。)(に対する勧告及び命令に係る重要な施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の具体的内容に関する事項を含む。)

五 前各号に掲げるもののほか、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に關し必要な事項

設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に關し必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 注視区域

(注視区域の指定)

第五条 内閣総理大臣は、重要施設の敷地の周囲おおむね千メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設の施設機能又は当該国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、注視区域を指定する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、土地等利用状況審議会の意見を聴かなければならない。

3 内閣総理大臣は、注視区域を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

4 注視区域の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による公示をしたときは、速やかに、その指定された区域その他内閣府令で定める事項を関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

6 第二項から前項までの規定は、注視区域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。この場合において、注視区域の指定の解除について準用するときは、第三項中「その旨及びその区域」とあり、及び前項中「その指定された区域その他内閣府令で定める事項」とあるのは、「その旨」と読み替えるものとする。(土地等利用状況調査)

第六条 内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用の状況についての調査(次条第一項及び第八条において「土地等利用状況調査」という。)を行うものとする。

(利用者等関係情報の提供)

第七条 内閣総理大臣は、土地等利用状況調査のために必要がある場合においては、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対して、当該土地等利用状況調査に係る注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所その他政令で定めるものの提供を求めることができる。

2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、前項の規定による求めがあったときは、同項に規定する情報を提供するものとする。

(報告の徴収等)

第八条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により、同項に規定する情報の提供を求めた結果、土地等利用状況調査のため必要があると認めるときは、注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者に対し、当該土地等の利用に関する報告又は資料の提出を求めることができる。(注視区域内にある土地等の利用者に対する報告及び命令)

第九条 内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときは、土地等利用状況審議会の意見を聴いて、当該土地等の利用者に対し、当該土地等を当該行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該者に対し、当該措置をとるべきことを命ずることができる。(損失の補償)

第十条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令(以下この項及び次条第一項において「勧告等」という。)を受けた者が当該勧告等に係る措置をとつたことによりその者が損失を受け、又は他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該勧告等に係る行為をするについて、他の法律(法律に基づく命令及び条例を含む。)で行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めているもの(当該許可その他の処分を受けることができないために損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。)がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当するときにおける当該勧告等に係る措置については、この限りでない。

2 前項の規定による損失の補償については、内閣総理大臣と損失を受けた者が協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、内閣総理大臣又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(土地等に関する権利の買入れ)

第十一条 内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等について、その所有者から勧告等に係る措置によつて当該土地等の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地等に関する権利(土地の所有権又は建物の所有権(当該建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権を含む。))をいう。以下この条において同じ。)を買い入れるべき旨の申出があった場合においては、第三項の規定による買入れが行われる場合を除き、特別の事情がない限り、これを買い入れるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の申出があった場合において、当該権利の買入れを希望する国の行政機関があるときは、当該国の行政機関の長を当該権利の買入れの相手方として定めることができる。

3 前項の場合においては、当該権利の買入れの相手方として定められた国の行政機関の長が、当該権利を買い入れるものとする。

4 第一項又は前項の規定による買入れをする場合における権利の価額は、時価によるものとする。

第四章 特別注視区域

(特別注視区域の指定)

第十二条 内閣総理大臣は、注視区域に係る重要施設が特定重要施設(重要施設のうち、その施設機能が特に重要なもの又はその施設機能を阻害することが容易であるもの)であつて、他の重要施設によるその施設機能の代替が困難であるものをいう。次条第一項において同じ。)である場合又は注視区域に係る国境離島等が特定国境離島等(国境離島等のうち、その離島機能が特に重要なもの又はその離島機能を阻害することが容易であるもの)であつて、他の国境離島等によるその離島機能の代替が困難であるものをいう。同項において同じ。)である場合には、当該注視区域を、特別注視区域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、特別注視区域を指定する場合においては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、土地等利用状況審議会の意見を聴かなければならない。

3 内閣総理大臣は、特別注視区域を指定する場合においては、その旨及びその指定に係る注視区域を官報で公示しなければならない。

4 特別注視区域の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による公示をしたときは、速やかに、その指定に係る注視区域その他内閣府令で定める事項を関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

6 特別注視区域の指定は、その指定に係る注視区域の区域が変更されたときは、当該変更後の注視区域の区域に変更されたものとみなす。この場合においては、内閣総理大臣は、その旨を官報で公示しなければならない。

7 第二項から第五項までの規定は、特別注視区域の指定の解除について準用する。この場合において、第三項中「その旨及びその指定に係る注視区域」とあり、及び第五項中「その指定に係る注視区域その他内閣府令で定める事項」とあるのは、「その旨」と読み替えるものとする。

8 特別注視区域として指定された注視区域についてその指定が解除されたときは、当該特別注視区域は、その指定が解除されたものとみなす。この場合においては、第六項後段の規定を準用する。

(特別注視区域内における土地等に関する所有権等の移転等の届出)

第十三条 特別注視区域内にある土地等その面積(建物にあつては、床面積。第二号において同じ。)が二百平方メートルを下回らない範囲内で政令で定める規模未満の土地等を除く。以下この項及び第三項において同じ。)に関する所有権又はその取得を目的とする権利(以下この項において「所有権等」という。)の移転又は設定をする契約(予約を含み、当該契約に係る土地等に関する所有権等の移転又は設定を受ける者が国、地方公共団体その他政令で定める者である契約その他当該契約による土地等に関する所有権等の移転又は設定後における当該土地等が特定重要施設の施設機能又は特定国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されるおそれが少ないものとして政令で定める契約を除く。以下この条及び第二十六条第一号において「土地等売買等契約」という。)を締結する場合には、当事者は、次に掲げる事項を、内閣府令で定め

るところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。 一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 当該土地等売買等契約の対象となる土地等の所在及び面積 三 当該土地等売買等契約の目的となる土地等に関する所有権等の種別及び内容 四 当該土地等売買等契約による土地等に関する所有権等の移転又は設定後における当該土地等の利用目的 五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項	条第六項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。 三 注視区域内にある土地等の利用者に対する勧告に関し、第九条第一項に規定する事項を処理すること。 四 特別注視区域の指定に関し、第十二条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。 五 前各号に掲げるもののほか、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、意見を述べること。	三 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 （資料の提出等の要求） 第十九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。 （政令への委任） 第二十条 この法律に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。 第六章 雑則 第二十一条 内閣総理大臣は、注視区域内において重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用を防止するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、当該施設機能又は離島機能の阻害の防止に資する情報の提供をすることができる。	第二十三条 国は、注視区域内にある土地等であつて、重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため国が適切な管理を行う必要があると認められるものについては、当該土地等の所有権又は地上権その他の使用及び収益を目的とする権利の買取りその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 （内閣府令への委任） 第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、内閣府令で定める。 第七章 罰則 第二十五条 第九条第二項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一 第十三条第一項の規定に違反して、届出をしないで土地等売買等契約を締結したとき。 二 第十三条第三項の規定に違反して、届出をしなかったとき。 三 第十三条第一項又は第三項の規定による届出について、虚偽の届出をしたとき。 第二十七条 第八条（第十三条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は第八条の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
2 前項の規定は、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停その他の政令で定める事由により土地等売買等契約を締結する場合に、適用しない。 3 特別注視区域内にある土地等について、前項に規定する事由により土地等売買等契約を締結したときは、当事者は、当該土地等売買等契約を締結した日から起算して二週間以内に、第一項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。 4 内閣総理大臣は、第一項又は前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る第一項各号に掲げる事項についての調査を行うものとする。 5 第七条及び第八条の規定は、前項の規定による調査について準用する。 第五章 土地等利用状況審議会 （土地等利用状況審議会の設置） 第十四条 内閣府に、土地等利用状況審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 生活関連施設に関し、第二条第六項に規定する事項を処理すること。 二 注視区域の指定に関し、第五条第二項同	第十五条 審議会は、委員十人以内で組織する。 2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。 （委員等の任命） 第十六条 委員は、法律、国際情勢、内外の社会経済情勢、土地等の利用及び管理の動向等に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。 2 専門委員は、前条第二項の専門の事項に關して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。 （委員の任期等） 第十七条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 3 専門委員は、その者の任命に係る第十五条第二項の専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 4 委員及び専門委員は、非常勤とする。 （会長） 第十八条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。	（他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求等） 第二十一条 内閣総理大臣は、注視区域内において重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用を防止するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、当該施設機能又は離島機能の阻害の防止に資する情報の提供をすることができる。 2 内閣総理大臣は、注視区域内において重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、その防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に關する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。 3 内閣総理大臣は、前項の規定により同項の措置の速やかな実施を求めたときは、同項の大臣に対し、当該措置の実施状況について報告を求めることができる。 （関係行政機関等の協力） 第二十二条 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の他の協力を求めることができる。 （国による土地等の買取り等）	第二十三条 国は、注視区域内にある土地等であつて、重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため国が適切な管理を行う必要があると認められるものについては、当該土地等の所有権又は地上権その他の使用及び収益を目的とする権利の買取りその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 （内閣府令への委任） 第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、内閣府令で定める。 第七章 罰則 第二十五条 第九条第二項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一 第十三条第一項の規定に違反して、届出をしないで土地等売買等契約を締結したとき。 二 第十三条第三項の規定に違反して、届出をしなかったとき。 三 第十三条第一項又は第三項の規定による届出について、虚偽の届出をしたとき。 第二十七条 第八条（第十三条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は第八条の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条第六項、第二章、第五章及び第二十四条並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(内閣法の一部改正)

第三条 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第一号中「安全保障」の下に「次号及び」を加え、「もの並びに」を「もの」に改め、「属するもの」の下に「並びに次号に掲げるもの」を加え、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務であつて、国家安全保障に関する重要事項のうち、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和三年法律第 号)に基づく重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能

(内閣府設置法の一部改正)

第四条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

三十一 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和三年法律第 号)に基づく重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止のための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の六の次に次の一号を加える。

二十七の七 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関すること。

第三十七条第三項の表子ども・子育て会議の項の次に次のように加える。

土地等利用状況審議会	重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律
------------	--

理 由

我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

令和三年六月二十一日印刷

令和三年六月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A